

論壇

「民主党政権下における税制改正への期待と課題」



高井 寿 【世田谷】

小職が本稿を書き終えるころには、この夏の参議院選挙の結果が決まるだろう。民主党の単独本格政権となるのか、はたまた小規模政党との合従連衡を余儀なくされる衆参ねじれ状態の混沌とした政治情勢となるのだろうか？

それはともかく、既に昨秋に民主党が政権を奪取して以降、民主党の税制改正に関する政策運営については、かなり試行錯誤もあつたが、同党ならではの特徴なり課題感として、以下の3つの点が浮き彫りになっていると言えよう。

1、「公平・中立・簡素」な税制から「公平性・透明性・納得性」の税制改正へ

自民政権下では、自民党税制調査会(党税調)とは別に学者・識者などが中心となって税制の中期的展望を政府に対して諮問する機関として政府税制調査会が存在していた。しかし、党税調には、実質的な政策実務に関する決定権が与えられていた。この党税調は、①業界の力学、②税制の専門性、③国家予算という3つの視点を持ちながら、種々雑多な要請事項や事実関係を整理しながら、政治的に決着させるといふかなり立派な能力を有した仕組みであった。一方、民主党政権下においては、政治主導、業界との癒着の

遮断という大義のもと、党税調は設置されず、内閣府に設置される税制調査会に一本化された。自民政権下の党税調の税制改正に対する基本姿勢は、「税負担の公平性を確保し、所得課税、消費課税、資産課税等の各税目について、税制の仕組みを納税者である国民から見てもわかりやすい簡素なものにしていく」とともに、「できるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないよう中立性を確保しなければならぬ」とし、いわゆる「公平・中立・簡素」な税制を標榜してきた。今般、民主党により主導され

ている税制調査会の税制改正の基本スタンスは、「納税者主権の確立に向けて」と題し、「公平・透明・納得」を税制改正の三原則としている。このことは我々一般国民としては、行政刷新会議が行う事業仕分けと共に、政・官・財のいわゆる癒着構造を背景として政策の諸課題が処理され続けられてきた自民政権下の利益誘導型手法から、正に民主的な国民に対して可視化する手法をもって税制についての議論がされるようになったわけである。世論も示す通りその期待感がいじみ出てくるのも当然であろう。

政策税制の適用にあたっては、「適用額明細書」の添付を義務化した。各種政策税制についての政策的な効果を検証し、①税収の減少見込み額、②減税によって達成する数値目標、③政策減税による波及効果などの客観的データ、④政策の緊急性などの複数のスクリーニングを通過し得たものだけの延長を認め、基本的に全ての租税特別措置は「原則廃止」と宣している。ここ数年続いてきた自民党税制調査会の税制改正システムに慣れ親しんできた各種業界団体や各省庁の税制担当者の不安感はいじみ増している。一方、その抜本的見直しが実現されることとなるのは、適用額データの採取等のスケジュールからして、今後2〜3年は要することとなるが、一般国民からは相当程度の期待感や不安感を感じていると

2、税制の専門性と連続性に対する不安感

昨年末の税制改正において、我々税務を専門とする者にとり、やや驚きとともども、受け止める

れていることがある。それは、(1)小規模宅地の特例の改正(①相続人等の申告期限までに事業または居住を継続しない宅地等についての特例適用対象からの除外(改正前200㎡まで50%減額)、②一の宅地等について共同相続があった場合は取得した者ごとの適用要件を判定、③一棟の建物の宅地の用に供されていた宅地等のうち特定居住用宅地等以外の部分の適用除外等、(2)最大80%減額もあり得た定期金に関する権利の評価方法の大幅見直し、(3)いわゆる自販機スキームと言われた消費税還付の手段を排除することを目的とした改正である。これらの制度改正は、今まで自民政権下においては、幾度となく、課税の公平の観点から問題視されてきたものは、実際の改正については常に見送られてきた。今までの税制改正の政策実務現場でどのようなやりとりが行われてきたか、また、今回の民主党政権下における税制改正においてはどのようなやりとりがあったか、一般には開示されてい

ないことから実情は定かではない。しかしながら、今までは過去との連続性と関係業界との調整等の観点からこれら改正については見送られてきたわけであるが、今回は、政治的狙い上がった様子はないことから、ある意味では官僚機構における税制担当の意見がそのまま改正へと至った感じが否めない。この改正はあ

3、明確な国家ビジョンと連動した戦略性のある税制改革への期待

最後に、民主党政権下の税制に対する期待として、今般、消費税については、菅総理大臣主導のもと、超党的に議論していくとしており、また、先立っての税制改正大綱では「納税環境整備」特に「社会保障・税共通の番号制度の導入」について掲げている。このことは、今まで、自民政権下では議論はあったものの、なかなか切り出しづらかったこともあり、このようにある意味では大胆なスタンスが示されることはなかった。このスタンス

には大いに拍手を送ることにしたいが、ここで小職が切望することとしては、「明確な国家ビジョンとそれと連動した戦略性のある税制改革」であり、「税」についての「戦略性」こそ、我が国の成長戦略と表裏一体のものであり、この点については正に物足りない感がある。冒頭触れさせていただいた民主党の税制改正の基本スタンスである「公平性・透明性・納得性」は、ややもすると、その議論が衆愚化する虞をもっている。国

際競争社会において我が日本が生き残っていくための国家戦略に関する洞察が抜けたままものが議論されていく危険性を孕んでいる。このことは、例えば、「透明化法」によって、政策税制の是非を議論する場合においても、例えば過去累々と国際経済戦略として進めてきた「試験研究費」についても、全国的議論の中においては、一部の企業のみの特例を付与することとは「納得性」の観点から甘受できない、といった議論も容易に想定できる。また、既に明示されている「所得税の最高税率の引き上げ」や「相続税の課税ベース拡大」の方向性についても、一貫した国家ビジョンに裏付けられているとは思えない。

いずれにせよ、税制改正のプロセスにおいて、それを透明化し、国民の納得を得るといふ過程は、議会制民主主義の重要な礎となることは言うまでもない。ただし、そのこと自体が「国家の戦略性」を欠如させる可能性と表裏一体の関係にあるということを十二分に肝に銘じなければならぬ。税制政策担当各位におかれては、大いに国民の付託にこたえ、あるべき税制へ向けて努力していただきたいものである。